

(様式1：参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

ベニズワイガニ日本海系群

2. 参考人

氏名	長谷川 清雄
所属又は職業等	株式会社 協和丸 (べにずわいがにかご漁業者)

3. 御意見等

(1) 全体に関する御意見 (本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。)

(2) 各論に関する御意見 (各項目に係る御意見があれば、御記載ください。)

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

現状でも定期的な報告を行っている。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

自主的な資源管理への配慮と、系群を形成する各地域群への正確な資源評価。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

漁家経営に影響の無い、もしくは少ないシナリオが必要。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

自主的な資源管理への配慮を要する。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容 (体長制限、禁漁期間等)

他県では、使用する漁具の目合いが小さく、資源管理が不十分な経営体があるようだ。目合い規制の徹底を図り、適切な資源管理を進めて欲しい。

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

--

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

--

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

--

(3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

<ul style="list-style-type: none">・他地区ではかご数の制限を行っていないところもあるので、制限を促すべき。・資源管理からは逸れるが、ベニズワイガニは嗜好品であり販売先がないわけではないが、どんどん少なくなってきており、価格についても安定しない。
--

(様式1：参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

ベニズワイガニ日本海系群

2. 参考人

氏名	寺尾和弥
所属又は職業等	佐渡漁業協同組合代表理事組合長

3. 御意見等

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

漁獲制限での次世代に資源を残す事は重要ですが、大型船の違反が懸念されます。

(2) 各論に関する御意見（各項目に係る御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

現報告では範囲が広すぎて、詳しい報告が出来ないと思っています。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

将来に対しての伸びしろを考慮した目標にし現実味ある値にしたい。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

資源管理の大切さを生産者に理解して頂く必要があります。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

無理のない設定。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

真面目が損をしない様、違反者の管理をお願いします。

- ⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

紅ズワイ協会が設立して有るので、検討会又は説明会を。

- ⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

生産者本人が理解しなければ、何も意味がないと思います。

- ⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

知事許可からでないとなんにも進めないのでは。

- (3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

資源は残ったが、生産者がいなくなる様な行使でなければと思います。

(様式 1 : 参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

ベニズワイガニ日本海系群

2. 参考人

氏名	嶋崎 正朗
所属又は職業等	石川県漁業協同組合 副組合長理事 石川県漁業協同組合金沢支所 支所運営委員長 東日本信用漁業協同組合連合会石川支店 運営委員 日本漁船保険組合石川県支所 運営委員 全国合同漁業共済組合石川県事務所 運営委員

3. 御意見等

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

ベニズワイガニは、漁獲調査に基づいた資源評価が実施されている一方で、生活史や成長段階における生息海域など、その生態については不明な点が多いため、資源管理手法の検討においてはそのような情報を関係者に共有しつつ、資源評価・調査の拡充、高度化をあわせて進めるべき。

また、大臣管理漁業と知事許可漁業で操業海域が区分けされており、各海域で行われている資源管理措置も異なり、資源の状況も異なっている。資源評価は現行で海域ごとに実施されているところだが、引き続き分けて評価することが適当と思われる。また、管理手法についてもそれぞれの実態に合った形で検討を進めるべき。

(2) 各論に関する御意見（各項目に係る御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

1 かごあたりの入り重量について、地区（市場）や年によって差があると考えられる。高度な資源評価、資源管理を実施するのであれば、報告のもととなっている市場での取扱い等についてよく調査し、正確な報告が担保されるようにしていくべき。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

大臣許可水域と知事許可水域で評価が異なり、漁業の実態や資源の状況も異なっている。引き続き分けて評価し、目標の導入にあたってそれぞれの実態に合った形で進めるべき。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

生態については不明な点が多いが、他の資源とは異なる特異的な事情が多いと考えられるため、本種について最適な管理手法を柔軟に採択できるよう、ベース

の案だけではなく、シナリオの選択については前広に考えるべき。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

許可の条件等によりすでに数量上限を設定して漁獲を行っている場合もあるが、水深帯等、それ以外の操業の実態による資源管理の効果があることが資源評価結果でも示されている。これらの取組みの効果についても定量的に評価していくことが必要と考えられる。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

本県では独自の漁獲量上限の設定や休漁期間の設定を行っているほか、漁船の大きさによって操業区域を分けている。資源評価結果でも示されている通り、これらの取組みの結果、資源状態が良好であることを踏まえ、海域ごとの管理を実施すべき。

かご漁具の改良、脱皮時期を考慮した操業時期や水深帯の選択等により、数量管理以外の手法によっても効果的な資源管理を行うことが可能と考えられるため、これらの措置も代替的に、もしくはあわせて実施することも検討すべき。

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

兵庫、福井、石川、富山の各県知事許可べにかご漁船の間では協議会を開催し、資源管理等について議論している。これらの場での議論、意見もよく踏まえたいうえで進めていただきたい。

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

関係者間で一致した認識を持ったうえで資源管理等について議論するためにも、資源の分布や成長等、生態的な知見について特に詳細に説明いただきたい。

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

これまで調整、管理が行われてきた経緯のほか、資源評価も海域を分けて実施されていることも踏まえ、知事許可海域と大臣許可海域とは分けて管理を実施すべき。

(3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

--

(様式 1 : 参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

ベニズワイガニ日本海系群

2. 参考人

氏名	山下 富士夫
所属又は職業等	漁業 (ベニズワイガニカゴ漁業 経営) 越前町漁業協同組合 理事

3. 御意見等

(1) 全体に関する御意見 (本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。)

福井県で唯一のベニズワイガニを漁獲対象とするかご漁業(19 トン)を、船主船頭として営んでいる。
福井県沖合の水深 800m 以深の海域で操業している。操業時期は 9 月 1 日から翌年 6 月 30 日まで。
漁獲物の選別徹底による品質向上、かご数削減による漁獲努力量の低減、甲幅 90mm 以上でも柔らかい個体や未成体 (最終脱皮前) の個体は再放流している。
かご数を減らしたが、水揚げ量・金額は増加傾向に転じており、大型で品質の良いカニの増加を実感している。

(2) 各論に関する御意見 (各項目に関係する御意見があれば、御記載ください。)

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

漁獲成績報告書において全量把握可能。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

大臣管理漁業と知事管理漁業は、操業海域が明確に区分されており、資源の状況や資源管理の取組みも異なっていることから、資源評価は分けて行われている。管理手法についても、これまでの海域ごとの資源管理の取組を考慮していただき、管理区分ごとに分けた形を希望する。
また、ベニズワイガニの生態には未解明な部分が多いことから、資源を持続的に利用するためには調査の拡充が必要不可欠である。そのための調査やデータ提供には、積極的に協力したい。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

海域によって資源状況や利用実態が大きく異なる点を考慮して欲しい。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

私が操業している海域では、今は、資源状態が良い状態を保ちながら漁獲量を増加させ、経営安定を図る段階になったところである。仮に数量管理を導入

するのであれば、過去の漁獲実績をもとに決めるのではなく、各海域での資源量を考慮して欲しい。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

許可の条件で漁具数が4連450かご以内となっているところ、かご数をさらに5%削減している。かごの網目の内径は15cm以上。小型個体が脱出する時間を確保するため、1週間から10日間かごを設置している。

水深900m以浅に甲羅が柔らかい個体が多い海域があるため、その海域での操業を自粛している。

漁獲対象の甲幅90mm以上でも柔らかい個体や未成体（最終脱皮前）の個体は再放流している。

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

ベニズワイガニを漁獲対象とするかご漁業は1隻だが、底曳網でも混獲されるため、底曳網漁業（底曳網漁船のいる地域）にも意見を聞いた方が良い。

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

資源評価の結果について理解しやすいように説明して欲しい。

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

(3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

(様式 1 : 参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

ベニズワイガニ日本海系群

2. 参考人

氏名	喜多村 実
所属又は職業等	有限会社 北陽水産 代表取締役 株式会社 ホクスイ 代表取締役

3. 御意見等

(1) 全体に関する御意見 (本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。)

ベニズワイガニは、日韓暫定水域内における外国漁船による漁獲が資源状況に影響しており、数量管理の重要性は理解出来るが、まずは日韓暫定水域内の漁業秩序の確立が先と考えます。

また、ベニズワイガニは、平成 17 年より日本海沖合ベニズワイガニ資源回復計画が漁業者 (島根県、鳥取県、兵庫県、新潟県) により実施され、漁獲努力量の削減、減船、改良漁具 (リング (小型ガニの脱出口) 付きかご) の導入が行われています。そして、平成 19 年 9 月以降、漁船毎に漁獲割当量 (上限) が決められ、各船が計画的に漁獲を行っており、国もこれらの取り組みは十分成果があると判断していると認識していました。さらに数量管理を導入する事については、単に「TAC 制に多くの魚種を移行するから」という理由だけでなく、しっかりと必要性和根拠を漁業者に示すべきと考えます。

そして、地元境港の水産加工にとって重要な魚種でもあるため、TAC 管理を導入することによる加工業者等の陸側への影響も十分に考慮する必要があります。

(2) 各論に関する御意見 (各項目に係る御意見があれば、御記載ください。)

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

鳥取県漁獲情報提供システムにより収集できないため、水揚伝票を収集整理し、水揚 (漁獲) 漁を集計しています。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

加入悪化の主たる原因は海洋環境と考えています。2022 年 12 月 23 日付け水産庁資料のスライド②の図 4 では、目標管理基準値は約 30 年前の値に基づくものとなっています。中短期的な目標管理基準値の導入の検討も必要ではないかと考えます。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

資源評価は再生産関係が不明な新 2 系であり、MSY の算出が出来ない資源であることを考慮すると、TAC 対象種として妥当な魚種であるか検討が必要と考えます。具体的かつ有効な資源管理が提言できるかの検討が必要と考えます。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

まずは、生産者および水産加工業界が混乱しないよう丁寧な説明をお願いします。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

日本海沖合ベニズワイガニ資源回復計画に基づく漁獲努力量の削減、減船、改良漁具（リング（小型ガニの脱出口）付きかご）の導入、7～8月の禁漁
※平成19年9月～年間漁獲量の上限を設定（個別割当方式）

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

まずは、ベにずわいかにかご漁業者。そして、境港の水産加工にとって重要な加工原料魚種でもあるため、卸、仲買、加工業者等、漁港背後地の関係者の周知が不可欠であると思われまます。

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

大臣管理水域に関しては、日韓暫定水域の韓国漁船の漁獲についてもっと丁寧に説明する必要があると考えます。また、単なる数量提示ではなく、具体的な管理方策の提案が必要です。

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

ベにずわいかにかご漁業

(3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

(様式 1 : 参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

ベニズワイガニ日本海系群

2. 参考人

氏名	福本 好孝
所属又は職業等	香住港小型ベニガニ組合 組合長 (福元漁業有限会社 代表取締役)

3. 御意見等

(1) 全体に関する御意見 (本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。)

- ・ 数量管理の導入にあたっては、漁獲量を精度よく把握するための体制を整備する必要がある。漁獲量の把握方法は、換算値 (1箱あたりの重量等) を使用して漁獲量を把握していることが多いため、箱あたり重量を実測した上で換算値を設定する等を検討する必要がある。
- ・ 日本海のベニズワイガニかご漁業は、大臣許可漁業と知事許可漁業で海域が明確に分かれており、操業実態や資源状況が大きく異なっている。そのため、資源評価や管理は、大臣許可水域と知事許可水域を分けて行うことが資源管理を適切に進めるために効果的と考える。
- ・ 知事許可水域での他漁業による混獲の実態を把握するとともに、それも踏まえて適切な管理を検討する必要がある。

(2) 各論に関する御意見 (各項目に係る御意見があれば、御記載ください。)

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

- ・ 特になし
- ※ 漁獲量の把握のために使用する換算値 (1箱あたりの重量等) と実態が整合しているか、定期的に確認するべきである。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

- ・ 大臣許可水域と知事許可水域で資源状況、漁業実態が大きく異なることから、資源管理目標の導入にあたっては、これらの水域を分けて検討するべきである。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

- ・ 本種の生活史が明確でないことから、当該海域での生活史を明らかにしていただき、それを踏まえて検討することが望ましいが、現状では、②と同様に、大臣許可水域と知事許可水域を分けて検討するべきと考える。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

- ・ 前述のとおり、大臣許可水域と知事許可水域では漁業実態、資源状況が大きく異なっている。数量管理の導入、実施にあっては、大臣許可水域と知事許可水域を分けるべきである。
- ・ 知事許可水域では、資源を持続的に利用するため、各地域で独自の資源管理の取り組みを進めており、資源状況は近年安定して推移している。このため、単純な数量管理導入の検討だけでなく、これら漁業者による自主的な取組の効果を適正に評価した上で、管理手法を協議いただくとともに、TAC導入の可否を検討いただきたい。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

- ・ 現在行っている休漁期間の延長等による漁獲努力量削減や脱出リング等による小型ガニ保護等の自主的な管理の効果を的確に評価していただき、資源評価や管理手法等の検討に反映していただきたい。

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

- ・ ベニズワイガニは加工向けの需要が多いため、数量管理の導入により漁業者のみならず加工業者の経営に影響が生じる可能性が大きい。このため、産地の流通・加工業者への事前の説明や意見交換等が必要である。

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

- ・ 地域によって漁業実態や流通・消費状況が違うので、まずは地域ごとの本資源の利用実態（主な漁場や許可、自主規制の概要、主な水揚地など）の説明が必要である。
- ・ 外国漁船、特に韓国の本資源の利用状況については説明するべきではないか。

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

- ・ 大臣許可水域では他漁業による漁獲の制限があるが、それ以外の海域では同様の制限はない。実態を調査のうえ、混獲規制・混獲枠の設定等、適正な管理をお願いしたい。

(3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

- ・ 特になし。

(様式 1 : 参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

ベニズワイガニ日本海系群

2. 参考人

氏名	利見 秀治
所属又は職業等	日本海かにかご漁業協会

3. 御意見等

(1) 全体に関する御意見 (本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。)

大臣許可船については、平成 19 年 (2007 年) 漁期から IQ 制度を導入し、さらに休漁期間の設定、水深規制、雌ガニおよび甲幅 9cm 以下の雄ガニの採捕規制、漁具形状および数量の規制等を行い徹底した資源管理を行っている。

大臣許可水域の大部分を占める日韓暫定水域内には外国船が非常に多く、また操業トラブルが絶えないため、日本の漁業者が締め出されている状況にあり、外国船の漁獲による資源への影響も大きいと考えている。

日韓間において明確な漁業ルールの確立がなされていないため、早急に暫定水域内において日本船が資源管理ルールに基づき安定した操業が行えるように取り組んでいただきたい。

(2) 各論に関する御意見 (各項目に係る御意見があれば、御記載ください。)

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

大臣許可船については、毎日の正午の操業位置、漁具数、漁獲数量の報告と月ごとの漁獲成績報告書を報告する体制が確立している。

現状の IQ 管理では十分な情報量であるが、より効率的な情報収集の方法があれば検討したい。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

諸外国の正確な漁獲数量 (特に暫定水域内) がハッキリとわからない状態での資源評価であり信頼性に疑問がある。

また 2 系ルールの資源評価では資源量が増加傾向であっても過去 5 カ年の平均漁獲量の影響で ABC が減少するおそれがある。増加傾向の資源状況を適切に TAC (IQ 総量) に反映できるような資源評価を行うべき。

大臣許可区分と知事許可区分の配分については不公平感が生じないよう留意が必要。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

漁獲シナリオが示されていないので将来像が見通せない。将来像を提示してもらいたい。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

大臣許可船ではIQ制度により徹底した数量管理を行っているが、資源評価に基づくTAC（IQ総量）の設定が大幅に減少した場合、漁家経営はもとより、べにずわいがにを取扱う地域水産業に多大な影響を及ぼすことが想定されるため、関係者の意見を十分に反映させる制度としていただきたい。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

大臣許可船については、漁具敷設の水深制限（800～1700m）、休漁期間の設定（7、8月）、漁具の同時敷設数の制限（25連および4500かご、1連180かごまで）、メスガニまた甲幅9cm以下の雄ガニの採捕禁止、漁具形状の規制（かごの側面に内径9.5cmの円形脱出口を3個設置および網目の内径13cm以上）等を設けており、当面は現状のままで良いと考える。

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

べにずわいに漁業者、市場関係者、加工関係者、流通関係者

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

資源評価に基づくTAC（IQ総量）が大幅に減少した場合、漁家経営はもとより、べにずわいがにを取扱う地域水産業に多大な影響を及ぼすことが想定されるため、SH会合での関係者の意見を十分に反映するべき。

資源評価の前提条件（どのようなデータを用いたか）、評価の考え方、評価結果について漁業者等にも分かりやすく説明するとともに、資源評価に基づくTAC（IQ総量）が今後増えるのか減るのか複数年単位の見通しを説明してもらいたい。

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

大臣管理区分及び知事管理区分におけるすべてのべにずわい漁業者

(3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）